

# 木造住宅耐震診断について

市内の木造住宅を対象に耐震診断の補助を実施し、地震に強い安全なまちづくりの推進を図ります。

## 事業の概要

### (1) 対象となる住宅

市内の住宅で、次の条件をすべて満たす住宅

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の面積が 1/2 以上のもの）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の面積が 2 分の 1 以上のもの）
- ②階数が地上 2 階建て以下のもの
- ③木造在来軸組工法によって建てられたもの

### (2) 耐震診断を行う者

(社)群馬県建築士事務所協会に登録された建築士の資格を持つ木造住宅耐震診断調査資格者が診断を行います。

### (3) 耐震診断の内容

耐震診断者が設計図書等をもとに現地調査を行い、地震に対する強度や、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。

### (4) 耐震診断の費用

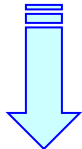
耐震診断費用・・・・・・・・個人負担はありません。

### (5) お問い合わせ・お申し込み先

市役所東館 4 階 建築指導課 TEL0270-27-2762

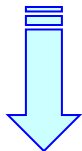
# 耐震診断事業の流れ

## ① 耐震診断の相談



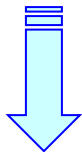
- 市役所建築指導課の窓口で行います。
- 相談建物が要件に該当しているかご相談ください。

## ② 耐震診断の申請



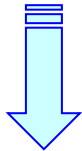
- 相談の結果、事業の対象となる場合、耐震診断を希望される方は、「木造住宅耐震診断申請書」に添付書類を添えて提出していただきます。

## ③ 耐震診断実施通知



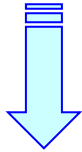
- 申請書の内容を審査し、市から通知します。  
実施する場合・・・「木造住宅耐震診断実施通知書」  
実施できない場合・・・「耐震診断を実施することができない旨の通知書」

## ④ 耐震診断の依頼



- (社)群馬県建築士事務所協会から、耐震診断者を派遣します。
- 耐震診断者と日程を調整していただきます。

## ⑤ 耐震診断の実施



- 申請者立会いのもと、耐震診断（調査）を行います。

## ⑥ 耐震診断の結果報告

- 耐震診断者の診断結果を審査し、市から「木造住宅耐震診断実施結果報告書」を通知します。

### ★注意事項

最近、各地で便乗商法にともなうトラブルが発生しています。市役所が行う耐震診断は、皆様からのお申し込みがなければ、ご自宅を訪問したり電話をしたりすることはありませんのでご注意ください。